

日本における陪審員裁判制度についての 比較文化的観点からの一考察

西 善 也

は じ め に

平成16年5月21日に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号、未施行）が成立したことにより平成21年5月迄に裁判員制度が導入される。このことは日本の裁判制度に大きな変化を齎す。日本の裁判制度が、現行の職業裁判官による裁判（法律関係者・官僚による「官」主体の裁判）から市民参加型の裁判（主権者である国民による「民」主体の裁判）へと移行する。この市民参加型の裁判制度は、大きく「陪審（員）制度」「参審（員）制度」「裁判員制度」の三種類に分類される。これら三種類の市民参加型裁判制度の相違点については本論にて後述するとして、まず本稿で扱う日本に導入される裁判員制度について述べたい。

日本に導入される裁判員制度は、その礎となる法律の第一条に「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする」（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第一条）とあるように、裁判が国民に身近でより理解可能なものとなり、国民の司法に対する信頼の向上をその導入の目的としている。この裁判員制度の導入については賛否両論があり、法律関係者・法律学者などの有識者から一般市民に至るまで幅広く研究及び議論がなされている。これらの裁判員制度の導入に関する研究及び議論は大きく二つに分けられる。一つは「裁判員

の出頭義務」「裁判員の守秘義務」「裁判員の匿名性及び安全の確保」など制度上の問題点に関する研究及び議論、もう一つは「日本人の国民性」「日本人の法観念」など日本の歴史・伝統・思想を背景とする社会学的・文化的観点から浮上する問題点に関する研究及び議論とに分かれる。

本稿では、平成21年5月迄に日本に導入される「裁判員制度」を、市民に事実認定および有罪、無罪の最終決定権を委ねる形態をとる、より民主主義的で国民主権の理念に沿う裁判制度と考えられるアメリカ型の陪審員制度へ移行する過程の一段階と捉え、日本にアメリカ型の陪審員制度が導入された場合を想定した範囲までを含む、日本における市民参加型裁判制度の導入について、既に陪審員制度を実施している欧米との比較を中心に、日本人の「善」と「悪」の観念さらに日本人の「国民性」と、市民参加型裁判制度との関係を比較文化的観点から考察をしていきたい。

1. 市民参加型裁判制度について

市民参加型裁判制度は採用国それぞれに制度の異なりが見られるが、大きく分けて「陪審（員）制度」「参審（員）制度」「裁判員制度」の三種類に分類される。まず第一番目の「陪審（員）制度」はアメリカ、イギリス、スペイン、南米の国々において採用されている。陪審員は通常12名の選任された市民で構成され、法廷で提示された証拠および証言を元に事件の事実認定を行い、そして職業裁判官から与えられる事実（事件）に適合する法律についての助言を元に被告人の有罪・無罪を評決する。職業裁判官は、陪審員の有罪・無罪の評決の最終決定により有罪の場合は被告人にその罪に対する量刑を言い渡す。制度は採用している各国それぞれにより若干の異なりが見られる（例：アメリカの陪審制度において陪審員は有罪・無罪の最終決定を行い、量刑については職業裁判官が決定する一方で、ブラジルの陪審制度において陪審員が有罪・無罪の最終決定および量刑の両方を決定する）。次に第二番目の「参審（員）制度」はフランス、ドイツ、ロシア、ヨーロッパの

国々において採用されている。陪審制度と同様に、採用している各国それぞれにおいて制度に多少の異なりが見られる。(例: フランスの参審制度において参審員は市民の中からランダムに選出された参審員が一事件を担当することになっているが、一方ドイツの参審制度では、参審員は四年の任期制で政党の推薦により選出された市民が参審員を務めることになっている)。一般市民が司法に参加するという点から裁判における審議の過程は陪審制度と類似している。陪審制度との制度上における最大の相違点は、陪審員裁判において陪審員は職業裁判官から独立して審議を行うのに対し、参審制度においては参審員と職業裁判官が協働して裁判を行う点にある。つまり陪審制度においては、陪審員が審議の主導権を握っているのに対して、「参審制度では、(中略) 裁判官が参審員の理解を補い、ポイントを説明し、共同で判断を行う (中略)、それゆえ、参審員と裁判官との評議では、裁判官がどうしても主導権を握る傾向にある。」(丸田 2004: 69) 最後に第三番目の「裁判員制度」は平成 21 年 5 月迄に日本に導入される市民参加型裁判制度で、裁判員と職業裁判官が協働して審議を行うことから、フランス、ドイツなどの国々において実施されている参審制度と同質の裁判制度であると考えられる。さらに、日本における裁判制度が法律関係者のみで審議される現行の職業裁判制度であることの影響により国民全体として裁判制度がまだまだ身近なものではないことは明らかであることから、職業裁判官が審議の主導権を握る傾向にあるドイツの参審制度に近い制度だと考えられる。

2. 日本人の道徳観と欧米人の道徳観の比較

市民参加型裁判制度において法律の専門家ではない一般市民が裁判で被告人の有罪・無罪を判断し評決する際、その判断に最も影響を与えるものは裁判に参加する市民の「善」と「悪」の観念、そしてその彼らの「国民性」である。ここでは、日本と欧米の文化的観点からの比較として其々の文化における「善」と「悪」の観念さらに国民性を形成する礎の一つとなっている

道德観念(日本における武士道精神と欧米における騎士道精神)についてそれぞれ考察し比較する。

2.1 武士道に見られる日本人の道德観

日本人の国民性および「善」と「悪」の観念を形成する道德観の礎となっているものの一つに武士道精神がある。武士道には「礼儀」「忠義」「義理」など武士が武士である為に従うべき道理がある。武士が仏教における禅行をその精神を研ぎ澄ます修行方法の一つとしていた歴史的背景から仏教の思想がこの道理に少なからず影響を与えていた事を考慮する必要があることは認めなければならないが、武士が武士である為に従うべき道理は仏教が説く宗教的な「戒律」とは少し異なる。確かに武士が守るべき「戒律」は存在した。しかしそれは江戸時代に徳川幕府が定めた武家諸法度のような政治的権力が武士を統制する為に定めた武士が守るべき「法律(戒律)」である。仏教が説く戒律も政治的権力が定める戒律も「法律」であって「道理」ではない。武士道とは「道理」つまり武士の道德観である。日本の武士道を世界に紹介した新戸部 稲造博士は名著『武士道』の第一章で武士道を次のように説明している。

Bushido ..., is the code of moral principles which the knights were required or instructed to observe. It is not a written code; at best it consists of a few maxims handed down from mouth or coming from the pen of some well-known warrior or savant. More frequently it is a code unuttered and unwritten, possessing all the more the powerful sanction of veritable deed, and of a law written on the fleshly tablets of the heart.

(Nitobe 33)

…武士道は武士の道德的な掟であって、武士はこれを守り、行うことを教えられ、かつ要求されるものである。しかし、それは成文法ではない。あるいは先人の口伝えに、あるいは数人の名のある武士や学者の筆に

よって伝えられた、わずかの格言があるにすぎない。むしろそれは、語られもしない書かれもしない、(つまり不言不文の) 道德の掟であって、だからこそ実行を強く求める力があるのであり、武士の心に刻みこまれている律法なのである。

(新戸部 稲造 『武士道』, 講談社, 1998 年, 32 頁. 須知徳平 訳)

新渡戸博士が述べているように武士道は成文法ではなく先人の武士により時代を超えて伝えられた道德の掟である。この「道德の掟」の中に前述の「礼儀」「忠義」「義理」がある。「礼儀」「忠義」とも日本人の美德であり道德の柱をなしている観念であるが、本稿で特に注目すべきは「義理」である。その理由は「義理」の観念が日本における市民参加型裁判制度を行う上で大きな影響を与えると考えられることにある。「義理」が日本における市民参加型裁判制度に及ぼす影響については後述するとして、ここでは「義理」について論じたい。

「日本人らしさ」言い換えれば日本人の本質を表す観念の一つである「義理」について、新戸部博士は『武士道』の第三章で次のように論じている。

I speak of Gi-ri, literally the Right Reason, but which came in time to mean a vague sense of duty which public opinion expects an incumbent to fulfil. In its original and unalloyed sense, it meant duty, pure and simple, — hence, we speak of the Giri we owe to parents, to superiors, to inferiors, to society at large, and so on.

(Nitobe 63)

義理という言葉は、もともと「正義の道理」という意味であったが、時代を経るにしたがい、漠然とした義務の観念を意味するようになって、世論が人々に対し、これを守り行うことを期待する言葉となってしまった。義理という言葉が、本来もっている純粋な意味は、単純で明快な義務のことであった。したがって、両親や目上の者や目下の者からはじまって、一般社会などに義理を負っているという、その義理はすなわち

義務という意味であった。

(新戸部 稲造 『武士道』, 講談社, 1998 年, 62 頁. 須知徳平 訳)

日本人は「義理」を非常に重んじる国民である。このことは日本人の集団主義に関係している。日本における集団主義について、著名な文学・文化評論家であり作家である加藤周一氏は彼の論評「日本社会・文化の基本的特徴」の中で日本の集団主義の原型を「家」と「ムラ」の二つに分類している。(加藤 1999:13) 前者の「家」は家族主義を後者の「ムラ」は日本社会の集団主義を其々象徴している。これは新渡戸博士が前述の『武士道』の中で述べている「両親や目上の者や目下の者からはじまって、一般社会などに義理を負っている」という考え方に一致する。「義理」は日本社会の家族主義及び集団主義に内在し、日本人が家族そして社会に対して負う義務である。日本の社会において「義理」を果すことは道理であり善行である。また、日本の社会においてこの道理に反する行為は「恥」という形で悪行と見なされる。つまり家族の一員そして社会の一員であるためには「恥」とならない行為、つまり「義理」を果す義務が生じるのである。それ故、日本人は自分の子供が家族や社会に対して「恥」となる行為を行い社会から逸脱することがないよう躾をする、言い換えれば、「義理」を果す(守る)為の教育を施す。この教育が日本における「恥の教育」といわれるものであり、「善」と「悪」の判断基準を培う道德教育である。この「恥の教育」により日本人は社会から逸脱しないこと、つまり社会の秩序を乱さないこと(道德観)を学ぶのである。

2.2 騎士道に見られる欧米人の道德観

欧米人の道德観を形成している観念の一つに、日本の武士道精神と類似した騎士道精神に見られるキリスト教的道德観がある。騎士道にも「礼節」「忠誠」「敬愛」など武士道と同様に騎士が騎士である為に従うべき道理が存

在し、西洋の騎士もまた日本の武士と同様に名誉と一命を懸けてその道理に従う。西洋の騎士たちが従った道理の源についてフランスの文芸評論家でありジャーナリストであるデュ・ピュイ・ド・クラシャン氏はその著書『騎士道』の中で、「騎士は神明の加護をもって、いわゆる騎士道の規約、すなわち一連の宗教的および世俗的道德律を尊重すると誓った」(デュ・ピュイ・ド・クラシャン『騎士道』, 白水社, 1963年, 川村克己・新倉俊一 訳)と述べている。このデュ・ピュイ・ド・クラシャン氏からの引用最後の「誓った」という部分から西洋の騎士が従った道理は宗教的道義、つまり「(キリスト教の) 神の戒律」そのものであったことが分かる。西洋の騎士が重んじた「礼節」「忠誠」「敬愛」などの道德観は「神の戒律」そのもの若しくは「神の戒律」に由来するものである。つまり西洋の騎士たちはキリスト教の神が定める「戒律」を倫理・道德の源とし、その神が定める「戒律」を「善」と「悪」の判断基準としているのである。このことから一步進んで、騎士道精神を受け継ぐ欧米人は「神の戒律」を守ることを「善」とし、キリスト教の神の定める「戒律」を「善」と「悪」の判断基準にしているのである。

2.3 日本人の道德観と欧米人の道德観の比較

日本の武士道精神に見られる道德観と欧米の騎士道精神に見られる道德観を比較すると、武士道精神を受け継ぐ日本人が「社会の規律」を守ることを「善」とし倫理的・道德的に正しいとしているのに対して、騎士道精神を受け継ぐ欧米人が「(キリスト教の) 神の戒律」を守ることを「善」とし倫理的・道德的に正しいとしており、その判断基準に大きな異なりがあることが分かる。さらに、日本人が物事の善悪を判断する際、前述の加藤氏の「(日本の社会の傾向として) みんなが同じようなことをして、同じような意見をもつことを理想です」(加藤 1999: 14) という記述に示されているように社会の共通認識(道德観)に闇雲に同調して判断を下す「集団主義」であるのに対して、欧米人は彼らの社会共通の倫理観・道德観である「(キリスト

教の) 神の戒律」を基準として物事の善悪を判断するとはいえ、物事の善悪を判断する際に集団の共通認識に左右されることなく「神の戒律」に照らし合わせて各自各々で判断するという点において「個人主義」であると考えられる。

お わ り に

日本人と欧米人の「善」と「悪」の道德観念の相違点、さらに日本人と欧米人の「国民性」の相違点を文化的観点から比較したところ、日本人は「社会の規律」を守ることを「善」とし倫理的・道徳的に正しいとしているのに対して、騎士道精神を受け継ぐ欧米人が「神の戒律」を守ることを「善」とし倫理的・道徳的に正しいとしているということが分かった。このことを考慮して日本における市民参加型裁判制度の導入について、欧米で機能している市民参加型裁判制度を日本において欧米諸国と同様に機能させ、その裁判制度の日本における適性を考えるとき、日本人の「善」と「悪」の判断基準が「社会の規律」に左右されること、言い換えれば集団主義的に物事の善悪を判断する傾向にあり少数意見を好ましく思わないという国民性から、現段階において欧米式の市民参加型裁判制度は上手く機能しないように思われる。市民参加型裁判制度は欧米社会のように各個人の「善」と「悪」の道德観念が明確で絶対的な揺ぎない道德観念である場合において上手く機能する。平成21年5月迄に日本に導入される裁判員制度が市民に事実認定および有罪・無罪の最終決定権を委ねる形態をとり民主主義的で国民主権の理念に沿う市民参加型裁判制度として機能するには、まず日本人の「善」と「悪」の道德観念を「社会の規律」に左右される集団主義的な道德観念から「善」と「悪」の観念が明確で絶対的に揺ぎない個人主義的な道德観念になるよう意識改革をした上で、さらに国民全体の裁判に対する関心を高める必要がある。

主要参考文献

- 会田雄次 『日本人の意識構造－風土・歴史・社会』 講談社, 1972年。
- 加藤周一 「日本社会・文化の基本的特徴」, 『加藤周一セレクション5－現代日本の文化と社会』 鷺巣 力 (編), 平凡社 1999年, pp.11-36。
- 向坂 寛 『恥の構造：日本文化の深層』 講談社, 1982年。
- 小林英明 『イラストと事例でわかる 裁判の仕組み』 かんき出版, 2003年。
- 前田英樹 『倫理という力』 講談社, 2001年。
- 丸田隆 『裁判員制度』 平凡社, 2004年。
- Nitobe, Inazo A.M. *Bushido: The Soul of Japan*. Singapore: Charles E. Tuttle Publishing Co., Inc. (First Published in 1969), 1998. (須知徳平訳『武士道』 講談社, 1998年)
- 大木雅夫 『日本人の法観念－西洋的法観念との比較』 東京大学出版会, 1983年。
- 大久保喬樹 『日本文化論の系譜－武士道から「甘え」の構造まで』 中央公論新社, 2003年。
- 尾崎哲夫 『アメリカの法律と歴史』 自由国民社, 2004年。
- Philippe du Puy de Clinchamps: *La Chevalerie*. <Que sais-je?> No 972, Presses Universit  es de France, 1961. (川村克己, 新倉俊一訳『騎士道』 白水社 1963年)
- 最高裁判所 『裁判員制度』 インターネット・ホームページ <http://www.saibanin.courts.go.jp/>。
- 山本博文 『切腹－日本人の責任の取り方』 東京：光文社, 2003年。